

業務委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書(現場説明書等を含む。)及び図面に従い、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務(以下「業務」という。)の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務の調査等)

第4条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して書面をもってこれを定める。

2 前項前段の規定により業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

(履行期間の延長)

第6条 受注者は、その責めに帰することのできない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その理由を明示した書面をもって、発注者に対し、履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある場合には、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前2項の規定を適用する。

(委託金額の支払)

第9条 受注者は、発注者の指示する手続に従って、発注者に対し、委託金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該委託金額を支払わなければならない。

3 前項の場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等により、この契約を締結した後に消費税額に変動が生じているときは、発注者は、同項の委託金額にその変動した額に相当する額を加減した額を支払うものとする。

(履行遅延の場合における違約金等)

第10条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、当該履行期間後に業務を完了する見込みがあると発注者が認めるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収した上で、その履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合は、これを徴収しない。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第9条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、業務委託料に対して、延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づく年率で計算した金額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第11条 この契約に関し、受注者(共同企業体の場合にあつては、その構成員)が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の委託金額(この契約締結後、当該委託金額に変更があった場合には、当該変更後の委託金額)の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これらが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人の場合にあつては、その役員又は使用人。次号において同じ。)の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、受注者の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項の規定による賠償金の額を超える場合に、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者が前2項の規定による賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、遅延利息として、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該賠償金の額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により計算した額を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込がないと認めたとき。
- (2) 正当の理由がなく職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨害したとき。
- (3) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(執行役員を含む)又はその支店若しくは常時物品売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(宇和島市暴力団排除条例(平成23年度宇和島市条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下この号において同じ。)と認められるとき。役

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当

する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合等不正行為に係る甲の解除権)

第13条 発注者は、受注者（第5号及び第6号にあっては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令に対して、独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定により審判を請求し、当該審判について独占禁止法第66条の規定による審決（同条第3項の規定による排除措置命令又は納付命令の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(4) 公正取引委員会から違反行為があったとして受けた審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(6) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(その他の発注者の解除権)

第14条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第12条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(賠償の予約)

第15条 受注者は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第13条第1項第1号から第4号までに掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要と認めるとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第16条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により計算した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第18条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の1月前までに、受注者に通知しなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、宇和島市病院等事業契約規程（平成28年3月15日病管規程第5号）によるものとし、同規程に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。